

目 次

目次欄（青字）をクリックすると、該当ページに移動します。

出席議員（15名）	1
第1 会議録署名議員の指名	5
第2 報告第6号 専決処分の報告について	5
第3 報告第7号 健全化判断比率及び資金不足比率について	6
第4 報告第8号 水道事業会計継続費精算報告書について	6
第5 報告第9号 放棄した債権の報告について	7
第6 議案第48号 利府町消防団条例の一部を改正する条例	7
第7 議案第49号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例	8
第8 議案第50号 令和6年度利府町一般会計補正予算	10
第9 議案第51号 令和6年度利府町国民健康保険特別会計補正予算	22
第10 議案第52号 令和6年度利府町介護保険特別会計補正予算	22
第11 議案第53号 令和6年度利府町後期高齢者医療特別会計補正予算	23
第12 議案第54号 令和6年度利府町町営墓地特別会計補正予算	23
第13 議案第55号 財産の取得について	24
第14 議案第56号 権利の放棄について	25
第15 議案第57号 字の区域を変更することについて	27
第16 議案第58号 人権擁護委員候補者の推薦について	29
第11 議案第59号 人権擁護委員候補者の推薦について	29
第18 議案第60号 利府町固定資産評価審査委員会委員の選任について	30
第19 議案第61号 教育長の任命について	31
第20 議案第62号 利府町教育委員会委員の任命について	36
第21 認定第1号 令和5年度利府町一般会計歳入歳出決算	39
第22 認定第2号 令和5年度利府町国民健康保険特別会計歳入歳出決算	39

令和6年 9月定例会会議録（ 9月6日 金曜日分）

第23	認定第3号	令和5年度利府町介護保険特別会計歳入歳出決算	39
第24	認定第4号	令和5年度利府町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算	40
第25	認定第5号	令和5年度利府町町営墓地特別会計歳入歳出決算	40
第26	認定第6号	令和5年度利府町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について ...	40
第27	認定第7号	令和5年度利府町下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について .	40

※本会議録で使用している漢字は、汎用性等を考慮し、「JIS第1水準漢字」を使用しています。

このため、人名や地名などの固有名詞等において、実際の漢字とは異なる標記となっている場合があります。

令和6年9月利府町議会定例会会議録（第3号）

出席議員（15名）

1番	郷右近 佑 悟 君	2番	阿 部 彦 忠 君
3番	須 田 聡 宏 君	4番	高 木 綾 子 君
5番	皆 川 祐 治 君	6番	鈴 木 晴 子 君
7番	金 萬 文 雄 君	8番	土 村 秀 俊 君
9番	浅 川 紀 明 君	10番	今 野 隆 之 君
11番	小 渕 洋一郎 君	12番	高 久 時 男 君
13番	伊 藤 司 君	14番	羽 川 喜 富 君
15番	永 野 涉 君		

欠席議員（1名）

16番	鈴 木 忠 美 君
-----	-----------

説明のため出席した者

町 長	熊 谷 大 君
副 町 長	櫻 井 やえ子 君
総 務 部 長	嶋 正 美 君
総務部総務課長	
兼選挙管理委員会事務局長	和 田 あずみ 君
総務部危機対策課長	戸 枝 潤 也 君
総務部デジタル推進室長	吉 田 雄 一 君
企 画 部 長	郷右近 啓 一 君
企画部秘書政策課長	藤 岡 章 夫 君
企画部財務課長	石 垣 伴 彦 君
企画部スポーツ振興課長	門 田 唯 志 君
町 民 生 活 部 長	堀 越 伸 二 君
町民生活部町民課長	太 田 健 二 君

町民生活部税務課長	佐々木 辰 己 君
町民生活部生活環境課長	千 葉 友 弥 君
保 健 福 祉 部 長	谷 津 匡 昭 君
保健福祉部地域福祉課長	櫻 井 涉 君
保健福祉部子ども支援課長	加 藤 典 子 君
保健福祉部健康推進課長	上 野 昭 博 君
保健福祉部子ども家庭センター所長	鈴 木 由 美 君
経 済 産 業 部 長	千 田 耕 也 君
経済産業部農林水産課長 兼農業委員会事務局長	高 橋 活 博 君
経済産業部商工観光課長	佐 藤 瑞 穂 君
都 市 開 発 部 長	村 田 晃 君
都市開発部都市整備課長	加 藤 智 大 君
都市開発部施設管理課長	佐 藤 真 文 君
上 下 水 道 部 長	鈴 木 喜 宏 君
上下水道部上下水道課長	大和田 浩 史 君
会 計 管 理 者	福 島 俊 君
教 育 長	本 明 陽 一 君
教 育 部 長	小 澤 晃 君
教育部教育総務課長	小野寺 厚 人 君
教育部生涯学習課長 兼郷土資料館長	古 澤 晃 一 君
代 表 監 査 委 員	宮 城 正 義 君

事務局職員出席者

事 務 局 長	川 口 優 君
監 査 係 長	千 葉 暁 子 君
主 査	戸 石 美 佳 君
主 査	高 橋 三喜夫 君

議 事 日 程 （第3日）

令和6年9月6日（金曜日） 午前10時 開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 報告第 6号 専決処分の報告について
- 第 3 報告第 7号 健全化判断比率及び資金不足比率について
- 第 4 報告第 8号 水道事業会計継続費精算報告書について
- 第 5 報告第 9号 放棄した債権の報告について
- 第 6 議案第48号 利府町消防団条例の一部を改正する条例
- 第 7 議案第49号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
- 第 8 議案第50号 令和6年度利府町一般会計補正予算
- 第 9 議案第51号 令和6年度利府町国民健康保険特別会計補正予算
- 第10 議案第52号 令和6年度利府町介護保険特別会計補正予算
- 第11 議案第53号 令和6年度利府町後期高齢者医療特別会計補正予算
- 第12 議案第54号 令和6年度利府町町営墓地特別会計補正予算
- 第13 議案第55号 財産の取得について
- 第14 議案第56号 権利の放棄について
- 第15 議案第57号 字の区域を変更することについて
- 第16 議案第58号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 第17 議案第59号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 第18 議案第60号 利府町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 第19 議案第61号 教育長の任命について
- 第20 議案第62号 利府町教育委員会委員の任命について
- 第21 認定第 1号 令和5年度利府町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第22 認定第 2号 令和5年度利府町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第23 認定第 3号 令和5年度利府町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第24 認定第 4号 令和5年度利府町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第25 認定第 5号 令和5年度利府町町営墓地特別会計歳入歳出決算の認定について

令和6年 9月定例会会議録（ 9月6日 金曜日分）

第26 認定第 6号 令和5年度利府町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

第27 認定第 7号 令和5年度利府町下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時00分 開 議

○副議長（鈴木晴子君） 皆様、おはようございます。

鈴木忠美議長から欠席届が出ておりますので、地方自治法第106条第1項の規定により、私が議長の職務を行います。

ただいまから令和6年9月利府町議会定例会を再開します。

これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は15名です。

日程第1 会議録署名議員の指名

○副議長（鈴木晴子君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第110条の規定により、12番 高久時男君、13番 伊藤 司君を指名します。

なお、本日の日程については、お配りしてあります議事日程の順に進めてまいります。

暑い方は上着を脱ぐことを許可します。

日程第2 報告第6号 専決処分の報告について

○副議長（鈴木晴子君） 日程第2、報告第6号専決処分の報告についてを議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。12番 高久時男君。

○12番（高久時男君） 専決処分ということで、消費税の未払いを払ったということですね。ただ、これ、2月の8日の全員協議会で説明を受けています。そのときに入っていた金額の中に入っていないということなのではないでしょうか。この今回の専決処分の金額に関しては、というのは、あのときの説明で、3月の令和5年度の補正でそれで処理しますという説明だったのですが、それ以降に出てきたものなのか、その辺のちょっと経緯を説明、お願いしたいと思います。

○副議長（鈴木晴子君） 地域福祉課長。

○保健福祉部地域福祉課長（櫻井 渉君） お答えいたします。

3月の補正で計上させていただいているのは、消費税相当額のみでございます。その後にA法人、B法人のほうで申告をしていただいて、申告したことに伴います無申告加算税と延滞税が生じておりますので、3月の時点では分からなかった部分でございますので、申告して分かったということで、今回専決させていただいております。

以上です。

○副議長（鈴木晴子君） 12番 高久時男君。

○12番（高久時男君） 延滞税についても、そのとき説明ありました。それに対しては新たに計算して出すということで、それで今回2社ですよ、これを見ると。そのほかにこれからまだ計算していないというところはあるのですか。

○副議長（鈴木晴子君） 地域福祉課長。

○保健福祉部地域福祉課長（櫻井 渉君） お答えいたします。

今回の加算税と、あと延滞税で、全て消費税絡みの支出は終了となる予定でございます。

以上です。

○副議長（鈴木晴子君） よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（鈴木晴子君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

以上で、報告第6号専決処分の報告についての報告を終わります。

日程第3 報告第7号 健全化判断比率及び資金不足比率について

○副議長（鈴木晴子君） 日程第3、報告第7号健全化判断比率及び資金不足比率についてを議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（鈴木晴子君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

以上で報告第7号健全化判断比率及び資金不足比率についての報告を終わります。

日程第4 報告第8号 水道事業会計継続費精算報告書について

○副議長（鈴木晴子君） 日程第4、報告第8号水道事業会計継続費精算報告書についてを議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（鈴木晴子君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

以上で、報告第8号水道事業会計継続費精算報告書についての報告を終わります。

日程第5 報告第9号 放棄した債権の報告について

○副議長（鈴木晴子君） 日程第5、報告第9号放棄した債権の報告についてを議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（鈴木晴子君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

以上で報告第9号放棄した債権の報告についての報告を終わります。

日程第6 議案第48号 利府町消防団条例の一部を改正する条例

○副議長（鈴木晴子君） 日程第6、議案第48号利府町消防団条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。9番 浅川紀明君。

○9番（浅川紀明君） 今回消防団員の確保に資するように、消防団員の採用時の上限年齢が撤廃される旨、この条例の改正でなることになりました。非常にいいことだと思います。さっきの、さっきというか、去年の12月の定例会で私が消防団員のこのことを質問したのですけれども、そのときに付け加えて、消防団員の教育訓練の公共規制、消防団員の組織規則ですかね、そこに根拠規定が書いてあって、そここのところは、単に消防団の教育訓練は消防団の礼式訓練の基準によると、すなわち、前へ進めとか敬礼とか、そんな動作だけを定めた消防団員の礼式訓練の基準によるという根拠規定のみが記載されておりました。今回この条例に関連して、その組織規則も見直しされるのでしょうか。

○副議長（鈴木晴子君） 当局、答弁願います。危機対策課長。

○総務部危機対策課長（戸枝潤也君） お答えいたします。

今回の条例に合わせまして、規則のほうも改正予定でございます。施行期日が条例と同じ10月1日を見込んでおります。

以上でございます。

○副議長（鈴木晴子君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（鈴木晴子君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（鈴木晴子君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより議案第48号利府町消防団条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（鈴木晴子君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第49号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

○副議長（鈴木晴子君） 日程第7、議案第49号行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。9番浅川紀明君。

○9番（浅川紀明君） 2つお伺いします。

母子父子家庭医療費の助成に関する条例のところでは現行と改正案が示されていて、その第4条第5項のところでは、現行では助成する金額が示されている一方、今回条例改正に伴ってもう助成しないというふうになったのですが、この助成しないという理由は、なぜそういうふうになったのか。そもそも今回の条例改正というのが、マイナンバーカードの健康保険証への活用に伴って条例改正するものというふうに理解しているのですが、そのマイナンバーカードの健康保険証化ということと、この助成しないという改正理由の関係が分からないので、質問の1点目はその理由を教えてください。

○副議長（鈴木晴子君） 当局、答弁願います。（「もう一ついいですか」の声あり）

○9番（浅川紀明君） 2つ目は、第7条のところでは、今回の改正に伴って、受給者証の提示の

「提」という漢字を変えたり、それからそもそも現行では、対象者が被保険者証または組合員証等々というふうを書いてあるところを、正確に国保の加入者だとか、あるいは共済組合員だとか、そういった被保険者区分の違いに応じて正確な表現を使ったというのは大変いいと思うのですが、マイナンバーカード、この意味するところは、マイナンバーカードの健康保険証化に伴って、より正確な表現に改めたという理解でよろしいでしょうか。

○副議長（鈴木晴子君） 当局、答弁願います。子ども支援課長。

○保健福祉部子ども支援課長（加藤典子君） お答えいたします。

まず、助成しないについてでございます。こちらは文言の整理になります。子ども医療費助成条例に関係となりまして、子ども医療費助成につきましては段階的に助成を広めてきました。令和元年度10月からは、医療機関ごと初回診療500円、令和3年度よりは18歳以下無償化としておりました。今回の文言の整理につきましては、各医療助成の整合性を図るため、以前、医療機関ごと初回診療500円という文言が入っておりましたので、そちらを整理させていただきました。

なお、今回の条例改正により、マイナンバーカードの提示等の整合性、このマイナンバーカードの提示が正確になったかということでございますが、そのとおりでございます。

○副議長（鈴木晴子君） 9番浅川紀明君。

○9番（浅川紀明君） 2つ質問したうち、2つ目の質問の回答は分かりました。1つ目のところをもうちょっと分かりやすく説明していただけないでしょうか。

○副議長（鈴木晴子君） 子ども支援課長。

○保健福祉部子ども支援課長（加藤典子君） お答えいたします。

繰り返しになってしまいますが、医療費助成、そちらの助成が令和元年度からは医療機関ごとのワンコイン500円ということを実施しておりました。令和3年度に18歳以下の無償化になりました。現段階では、令和3年度の18歳以下無償化の際に文言を整理する条例改正が必要でございましたが、そちらのほうで文言整理されていなかったため、今回のマイナンバーカードの一本化になるに伴いまして、併せて文言の整理、条例のほうを整理させていただきました。

以上です。

○副議長（鈴木晴子君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（鈴木晴子君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（鈴木晴子君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより議案第49号行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（鈴木晴子君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第50号 令和6年度利府町一般会計補正予算

○副議長（鈴木晴子君） 日程第8、議案第50号令和6年度利府町一般会計補正予算を議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑は歳入歳出一括で行いますが、分かりやすく簡潔に行ってください。

なお、質疑は1人2問から3問程度とし、それ以上の質疑がある場合には、一巡した後にお願いします。

また、質疑は重複しないよう、関連質疑で対応するようお願いいたします。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。12番高久時男君。

○12番（高久時男君） それでは、ちょっと1点ね。10ページ、17款2項6目商工費国庫補助金で、今回新たに地域観光新発見事業費補助ということで、6月の補正で観光コンテンツ造成支援事業というものを可決しているのですけれども、補助金、このときは500万円かな、だったので、それが今回新たに組替えということで、観光新発見事業費補助という形となっております。

これ、6月の補正で上げたものが9月の補正でまた新たに項目が変わるということについて、ちょっとこう首をかしげて、何が違うのだろうというところからちょっと調べたら、これね、たしか2月ぐらいでこの最初の観光コンテンツ造成事業支援費、事業費補助というのは、観光庁のほうで2月でもう打ち切っているんですね、この補助。それを6月の補正で出している、この項目で。その辺の経緯をちょっと説明願いたいと思うのが1点。

それと、19ページ、7款商工費1項2目観光費の中で、この補助金をね、新しい補助金を使

って行う観光事業に、説明ではね、観光資源プラス食文化を融合、何かやって、また流鏝馬という単語が出てきたんですね。流鏝馬という単語を聞くとちょっと敏感に反応しちゃうので、ちょっと調べたのですけれども、一体どういうふうな形のものを行うのか。それで今回、金額的には530万円ほどこの補助金も増えているのですけれども、この増えた分が全て流鏝馬に行くのか。まあ流鏝馬とプラスして何かやるのだろうけれども、その辺の説明、お願いします。

○副議長（鈴木晴子君） 当局、答弁願います。商工観光課長。

○経済産業部商工観光課長（佐藤瑞穂君） お答えいたします。

まず、第1点目の御質問にお答えいたします。6月補正で計上した観光コンテンツ造成支援事業費が9月補正で別な名称での組替えになっているのはどうしてかということの御質問なのですけれども、こちらは高久議員さんからお話がありましたとおり、6月補正で計上する際に、前の令和5年度の交付金の名称を使って計上してしまったものの誤りをちょっと正したいと思ひまして、こちらを組替えで今回補正を計上しているものでございます。令和6年度のメニュー名が地域観光新発見事業でありますので、6月補正のときに本来、こちらの名称で計上すべきところを間違っただけで計上してしまいました。大変申し訳ございません。

次に、2点目の地域観光新発見事業費の新たなもう一つのほうの実施事業についての内容ということなのですけれども、こちらはまず本町の課題といたしまして、コロナが明けてから外国人の観光客が増加しているのですが、本町はまだまだそのインバウンドによる外国人観光客の取組が弱いということで課題がございます。こちらをどうにか取り込みたいというふうに思ひておりました、外国人観光客の視点からいたしますと、日本の歴史、あとは文化などを体験できる観光が大変高い人気があるということで、11月にスポーツ流鏝馬大会が開催されますので、そちらでせっかく和種馬が来るということですので、そちらの観光の面から活用させていただきたいと思ひまして、まず初心者が流鏝馬レクチャーを受けて、外国人が馬に乗ったり、あとは弓矢の練習、あとは大会の参加などを通して、日本の文化に触れていただける機会を創出したいと思ひました。こちらは外国の方のみならず、国内の方も対象にしたいと思ひております。

あとは、そのほか、こちらのほうで大きくやっていきたいなと思ひましたのは、うちみ旅館さんの御協力を得まして、日本の温泉ですとか、和の美食というものを外国人の方に堪能していただきまして、食の面からも日本の文化を感じていただく機会をつくりたいと思ひております。これまで本町は景色ですとか施設を見るという観光のほうが大きかったのですけれども、そちらから一歩進めまして体験ができるという、和の体験ができるという観光で観光客のほう

を取り込んでいきたいと思ひまして実施するものでございます。

以上でございます。

○副議長（鈴木晴子君） 12番 高久時男君。

○12番（高久時男君） まず、その補助に関しては、これは恐らく2月28日で補助は打切りになっている名称なんで、それを6月の補正でその名称を使ったっていうのは、調査が足りないとか、調べが足りないとか、まあそうだよね、単純に。だから、その辺は一応予算書は公文書でもあるので、その辺はね、しっかりと精査して上げていただきたいと思っております。まあ予算なので数字的なことはね、一応アバウトに、やらないところもね、あるのだけれども、でも名称だから、これだけはしっかりとやってもらいたいと思っております。

それと、その支出の部分でね、今いろいろ説明を受けましたけれども、これで流鏝馬だけ、そのプラスなのだろうけれども、流鏝馬体験をして、その後うちみ旅館で食事してもらうということなのだろうけれども、流鏝馬だけでかかるお金ってあるのですか。当然ね、そのとき流鏝馬の何かやっていますよね。だから、要するにこっち、馬自体はあるわけで、新たにそこで支出があるのかないのか、その辺の確認です。

○副議長（鈴木晴子君） 当局、答弁願います。商工観光課長。

○経済産業部商工観光課長（佐藤瑞穂君） お答えいたします。

今回のこちら、商工観光のほうで実施する事業につきましては、逆に流鏝馬大会のほうで馬を運んできたりしていたところの部分はスポーツ振興課さんのほうで負担していただいているということで、商工観光課のほうで実施する事業につきましては、流鏝馬に関しての支出はございません。

以上でございます。

○副議長（鈴木晴子君） よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。10番 今野隆之君。

○10番（今野隆之君） 私からは2点質問させていただきます。

まず、1点目、13ページ、2目秘書広報費12節委託料、これはメディアツアー開催業務委託料となっていますけれども、このメディアツアーの内容についてお伺いします。

次、2点目、15ページ、1目企画総務費12節委託料、総合計画アンケート調査業務委託料とありますけれども、このアンケート調査の内容をお伺いします。

○副議長（鈴木晴子君） 当局、答弁願います。秘書政策課長。

○企画部秘書政策課長（藤岡章夫君） お答えいたします。

1点目でございますが、メディアツアーでございますけれども、こちらは新たに利府町内にホテルが開業しております。こちらを活用しまして、1泊2日のマスコミなどなどの各種メディアさんのツアーを実施しまして、利府町を広く全国的にも宣伝するというような内容でございます。こちらは2回実施する予定でございます。

続きまして、総合計画のアンケートの内容でございますが、こちらは令和3年度から令和12年度まで策定しました総合計画の中間見直しが来年度予定されております。それに伴いまして現在の状況を町民の方々2000人から抽出してアンケートを調査して、意向を計画に来年度反映させるというような内容でございます。

以上です。

○副議長（鈴木晴子君） 10番 今野隆之君。

○10番（今野隆之君） メディアツアーの内容をお聞きしましたけれども、これはいつぐらいに予定しているのかということと、あとその効果をどのように見込んでいるかということをお伺いします。

2点目、アンケート調査ですけれども、これ、中間見直しということで行うということですが、これはいつぐらいに予定していますか。

○副議長（鈴木晴子君） 当局、答弁願います。秘書政策課長。

○企画部秘書政策課長（藤岡章夫君） お答えします。

メディアツアーにつきましては、今回の補正予算可決後に、成立後に、10月ぐらいに1回目、それから1月、12月、冬の時期に2回目を実施予定としております。

こちらの効果でございますが、メディアにつきましては、新聞のメディアさん以外にもテレビメディア、雑誌、ラジオ、スポーツ関係、それからソーシャルメディアが今積極的に普及していますので、ソーシャル関係の方々、ウェブサイト、そういった方々を広く招待しまして、いろんな宣伝をしていただくような考えでございます。効果につきましては参加状況によってまた違いますので、できる限り効果が発揮できるよう周知に努めていきたいと考えております。

続きまして、アンケートにつきましては、こちら、実施時期につきましては、この補正予算が成立後に、契約手続、入札等を行いまして実施する予定でございます。

以上です。

○副議長（鈴木晴子君） よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。関連。2番 阿部彦忠君。

○2番（阿部彦忠君） 13ページ、2款1項2の12メディアツアーの件なのですが、行き

先とか、そういったルートなどはお決まりでしたら教えていただきたいと思います。

それから、ソーシャルメディアの件にもお話が触れていたようなのですが、具体的にどういった方々、例えばSNSのインフルエンサーであったり、ホームページの制作会社であったりと、そういったところの内訳を教えていただきたいと思います。

○副議長（鈴木晴子君） 当局、答弁願います。秘書政策課長。

○企画部秘書政策課長（藤岡章夫君） お答えいたします。

行き先ということでございますが、町内の観光施設、それから町内の農家さん、梨農家さんも含め農家さん、それから産業系で工業団地、食品会社、そういった方々の利府町の特徴ある部分を周知して、行き先を考えているところでございます。

それから、ソーシャルメディアにつきましては、議員おっしゃるとおり、インフルエンサーの方々などなど、こちらで影響の大きい方、いろいろ抽出して、利府町に関係している方々で今抽出して招待する予定で考えております。

以上です。

○副議長（鈴木晴子君） ほかに質疑ございませんか。7番 金萬文雄君。

○7番（金萬文雄君） では、私から2点お願いいたします。

21ページの8款の土木費の1目道路維持費のところの14節の工事請負費のところですが、新江湊西谷地線のアンダーパスの整備というところなのですが、たしかカメラを入れる、監視カメラを入れるというお話、確かにあそこは道幅も狭いし、大きいトラック等も入ったり、あとはちょっと水がたまりやすいというのもあるのですが、監視カメラの導入をして、その監視カメラの管理、どういう形で活用するのかと、それから管理と、まあ活用と管理ですね、をお聞きしたいというふうに思います。

2点目は22ページ、22ページの8款土木費の11目の14節のところ、町営住宅の建て替えに伴った転居、入居者の移転、空き家の補修ということで説明があったのですが、町営住宅の建て替え計画は、計画どおり進んでいるというふうには思うのですが、これ、町営住宅内の空き家への転居ということで理解してよろしいでしょうか。また、何件、何世帯なのかというのを教えていただきたいというふうに思います。

○副議長（鈴木晴子君） 当局、答弁願います。施設管理課長。

○都市開発部施設管理課長（佐藤真文君） お答えいたします。

まず、アンダーパスに今度設置します防犯カメラの管理・活用ですが、一応町のほうで今、月2回パトロールしていますので、その際に一応カメラを、データのほうを確認して、

何かそういったはずら書きがあったときは対応したいと考えております。

次に、2点目、町営住宅の何世帯ということなのですが、公営住宅の建て替え事業は現在、八幡崎住宅の北側と南側の2つのブロックで順次建て替え計画を行う計画になっております。まず、第1工区としまして南側の工事を先行することから、現在、南側に住んでいる5世帯の移転を最小限にするように配慮し、北側の空き家のほうに移転していただくための移転先の住居の補償補修工事と考えております。

以上でございます。

○副議長（鈴木晴子君） 7番 金萬文雄君。

○7番（金萬文雄君） アンダーパスですけれども、例えば何かあった場合は、必要な場合は住民への通報、通報というか、報告とかということも含めてということではよろしいでしょうかということが1点。

それから、先ほどの八幡崎の転居の件なのですが、これはいつ頃を予定しているのか教えていただきたいのですが。

○副議長（鈴木晴子君） 施設管理課長。

○都市開発部施設管理課長（佐藤真文君） まず、アンダーパスの住民への通知ですけれども、利府交番のほうと連携しまして、まず事件等があったときは速やかに広報のほう、対応するように心がけていきたいと思っております。

あと、もう1点の八幡崎住宅の移転の時期なのですが、こちらのほうは令和7年の4月から6月を予定してございます。

以上でございます。

○副議長（鈴木晴子君） 7番 金萬文雄君。

○7番（金萬文雄君） アンダーパスの件は了解しました。ありがとうございます。

2点目の今の八幡崎住宅の移転の件なのですが、もちろん引っ越し費用は負担していただけるかと思うのですが、ちょっと住民の方に足が悪くて、高齢で足が悪くて、体調もあるのですが、荷造りがなかなかできないということですのでごく悩んでいる方もいらっしゃるのでは、この引っ越し費用の中に業者の荷造り費用も含んでいただけるのかどうか確認したいのです。

○副議長（鈴木晴子君） 施設管理課長。

○都市開発部施設管理課長（佐藤真文君） お答えいたします。

移転費用に関しましてはちょっと詳細はまだ決まっていませんので、今後検討していきたい

と思っております。

以上でございます。

○副議長（鈴木晴子君） ほかに質疑ございませんか。11番 小淵洋一郎君。

○11番（小淵洋一郎君） 私のほうから2点質問いたします。

まず、1点目、18ページ、4款1項7目13節委託料、公共施設太陽光発電設備導入調査支援業務委託料1,000万円、この業務支援内容を具体的に説明ください。

あと、2点目、20ページ、7款1項3目12節委託料747万円、ふるさと応援広告掲載業務委託料、移住プロモーション動画作成業務委託料、赤沼字丹波沢地区内境界測量業務委託料、お試し体験住宅除草業務委託料、それぞれの金額と具体的内容をお願いいたします。

○副議長（鈴木晴子君） 当局、答弁願います。生活環境課長。

○町民生活部生活環境課長（千葉友弥君） 1点目についてお答えいたします。

具体的な内容ということでしたが、こちらの書いた文字のように公共施設のほうに太陽光を上げる、その際に公共施設の今既に、例えば役場庁舎であれば太陽光は上がってはいるのですが、そのほかに屋根にどれだけ上げられるのか、あとは野立てと違って、空き地にどれだけ置けるのか、そういったところを調査するという内容になっております。もちろんその際に、構造的な問題ですとか、そういったところも含めて委託して調査する内容になっております。

以上です。

○副議長（鈴木晴子君） 2点目、商工観光課長。

○経済産業部商工観光課長（佐藤瑞穂君） お答えいたします。

委託料のそれぞれの金額と内容という御質問なのでございますが、金額につきましては入札案件となりますので、こちらでの回答は控えさせていただきます。御了承ください。

それぞれの内容について説明申し上げます。

まず、ふるさと応援広告掲載業務委託料になりますが、こちらは、本町は御存じのとおり、ふるさと納税を進めておまして、こちらをより一層進めていきたいというふうに考えております。それで、国のほうでふるさと納税の制度の改正が頻繁にありまして、今後、寄附を控える人たちが多くなるということも予想されております。こういった事態に対応できますように、来年度以降を見越しましてリピーター離れが起こらないようしっかり広告の掲載を行って、さらなる寄附を見込んでいきたいと思っております。こちらは広告のサイトの形態が変わりまして、年末に向けまして、ふるさと納税をする人が一番増える時期を狙って効果的に広告を打ちたいと

思いまして、こちらの委託のほうを計上しております。

次に、移住プロモーション動画作成業務委託料になりますが、こちらは大衡村にP S M Cが進出することに伴いまして、台湾人をはじめとする外国人、あとは国内の移住が想定をされております。こうした人たちの移住、ぜひ利府町のほうに移住をしていただきたいので、利府町の魅力を理解いただきまして、定住場所に選んでもらえるように配布用のP R動画を作成したいというふうに考えております。

次に、3番目の赤沼字丹波沢地内境界測量業務委託料でございますが、こちらは全協のほうで説明申し上げました、企業版ふるさと納税で物納を受ける物件の土地の部分の境界をきちんと測量いたしまして確定をさせるための業務委託になっております。

最後のお試し移住体験住宅の除草業務委託料も、こちらのほうはその物納で受けた物件をきちんとした管理をするために除草の業務を委託するものでございます。

以上でございます。

○副議長（鈴木晴子君） 11番 小淵洋一郎君。

○11番（小淵洋一郎君） まず、1点目の再質問になるのですけれども、公共施設全般について調査するということでよろしいんですね。調査支援業務委託料、公共施設の太陽光なのですけれども。それで、設置できる場所があれば、今後増設していくということでもよろしいでしょうか。

あと、2点目なのですけれども、観光課のほうから説明がありましたプロモーション動画なのですけれども、何分間ぐらいの動画を考えているのか、そしていつぐらいからそれを発信していくのか、また発信媒体はどんなものか、説明をお願いいたします。

○副議長（鈴木晴子君） 1点目、生活環境課長。

○町民生活部生活環境課長（千葉友弥君） お答えいたします。

まず、1点目、全般的にそちらは可能性のほうは、導入可能性のほうの調査はしていきます。

2点目、その今後増設することに関しましては、もちろん予算も出てくる、太陽光を設置するに当たっては予算のほうも出てきますので、こういった手法がいいのか、こういった設置の仕方がいいのか、そういったものを含めて今後検討していく内容になっております。

以上です。

○副議長（鈴木晴子君） 2点目、商工観光課長。

○経済産業部商工観光課長（佐藤瑞穂君） 2点目の御質問にお答えいたします。

こちらの動画の長さ、あとは広め方、あとは媒体は何になるかという御質問かと思いますが、

まず長さは1分程度のものに利府町の魅力をまとめたものにしたいと思っております。あと、広め方につきましては、こちらに移住する際にそのP S M Cのほうで、各自治体のそういったプロモーションをまとめて広める機会がありますので、そちらのほうでまずは広めていきたいと思えます。

媒体はDVD、1つのものにまとめまして、それぞれお配りできるようにしたいと思います。ほかの自治体が例えばパンフレットとか紙でいろんな冊子を御用意する中で、DVDということで分かりやすくまとめたもので利府町の魅力を特に発信できればというふうに考えております。

以上でございます。

○副議長（鈴木晴子君） よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。14番 羽川喜富君。

○14番（羽川喜富君） 1点だけ確認させていただきたいと思うのですが、19ページの商工費、そこに報償費で宮城大学の方々と連携事業協力者の謝礼がありますが、この宮城大学の方たちとどのような形でこれは提携して対応して、そしてまた謝礼金が出ているのか、お願いしたいと思えます。

○副議長（鈴木晴子君） 商工観光課長。

○経済産業部商工観光課長（佐藤瑞穂君） お答えいたします。

こちらは宮城大学とは包括連携を結んでおりまして、今までもいろいろな連携事業を実施してきたところなのですが、今回、利府町内の梨園から酵母を採取していただきまして、そちらを調査していただいたところ、食品に使える酵母だということが判明いたしまして、そちらを実用に向けていろいろなものを新商品開発につなげていただいて、より一層利府町のほうの魅力を発信できないかということで、さらなるもうちょっと深い研究をしていただくための謝金となっております。

以前、委員さん方にもお味見をいただきましたビールですとか、あとそのほかには酵母を使ったパンというものが今試作品として出てきておりますので、今後またそれ以外の食品にも使えないかどうか、あとはそれをどんどん培養していけるかどうか、町内の飲食店とかパン屋さんでも実用的に使っていただけるかどうか、そういったことを広く調査していただくための謝金となっております。

以上でございます。

○副議長（鈴木晴子君） よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。9番 浅川紀明君。

○9番（浅川紀明君） 先ほど小渕議員が質問した項目と同じなのですが、18ページ、7款環境衛生費12目委託料の公共施設太陽光発電設備導入調査について、さらにお伺いします。

先ほど課長の答弁の中で、公共施設だけじゃなくて何か空き地の設置を考えている旨の1回目の答弁があったのですが、その辺のところを正確に教えてください。公共施設じゃなくて、プラス町有地ということで調査するのか、そうした場合に、単に今この庁舎に上がっているやつは自家用に使っている、昼間発電した電気を自家用に使っていると思うのですが、空き地に置いた場合、基本的には事業用ことで売電目的ということになるのですが、そういう目的でやろうとしているのか。

それから、そもそもですけども、この太陽光発電設備の導入というものは、課長の下でつくられた地球温暖化対策計画の中で再エネ目標、二酸化炭素の削減目標を2030年までに46%削減するという目標の達成のために、さらに自分たちも頑張ろうということなのかなと思うのですが、公共施設ということだけを考えて場合に、既にこの庁舎にも上がっているし、たしかリフスにも上がっているかと思うのです。これ以上どこに上げる余地があるのか、どの辺を具体的に施設として考えていらっしゃるのか教えてください。

○副議長（鈴木晴子君） 生活環境課長。

○町民生活部生活環境課長（千葉友弥君） お答えいたします。

すみません、大変申し訳ございませんでした。私、空き地という発言の仕方だったのですが、公共施設の中で、公共施設ではないところの空き地ではなくて、あくまでも公共施設の中で野立てが可能とところがあるかどうかということになります。大変申し訳ございませんでした。

もう1点のこれ以上どこに上げるかということなのですが、例えば利府町役場であれば、太陽光は上がっているのですが、それ以外の屋根の場所、少し空いている場所ももちろんあります。そういったところも含めて可能性、導入可能性の調査という内容になります。

以上です。

○副議長（鈴木晴子君） 9番 浅川紀明君。

○9番（浅川紀明君） さらに追加で関連した質問をします。既にこの庁舎に上がっているわけなのですが、先ほど申し上げたように、再エネ目標達成のためであれば、より多くのパネルを並べたほうがいいと思うんですね。そういう目的に資するように検討するという意味は、例えば現在ある、何というのですか、この太陽に向かった、向きが変わっていくような施設を

この際撤去して、全面的にこの屋根の上に何十枚もパネルを敷き詰めると、敷き詰めるとい
うんですかね、置くという、そういうことも含めて調査しようということでしょうか。

○副議長（鈴木晴子君） 生活環境課長。

○町民生活部生活環境課長（千葉友弥君） お答えいたします。

確かに以前設置して何十年たっているというところもあります。そういったところについ
ては、その耐用年数とかも含めて、今おっしゃっていただいたように全部取り外して設置する場
合も考えられるでしょうし、そういったものも含めて可能性の調査の内容になります。

以上です。

○副議長（鈴木晴子君） ほかに質疑ございませんか。関連で。町民生活部長。

○町民生活部長（堀越伸二君） ちょっと補足させていただきたいと思います。

今般、7月30日に各常任委員会の委員長さん、あと議長さん、副議長さんと一緒に環境大臣
のほうに、来年度の事業について地球温暖化の施策に関する事業ということで、今回調査させ
ていただく公共施設への太陽光発電設備の設置等について、その事業に向けて環境大臣のほう
に一応お願いという形でお伺いしていましたけれども、確かに浅川議員おっしゃるとおり、地
球温暖化の削減目標に向けて、まず公共、町として何ができるのかということで、まず太陽光
発電設備の設置が一番理想形かなということで、今回こういった計画を基に来年度以降の事業
に向けた形で環境大臣のほうにお願いのほうにも行っておりますので、今後そういったもの
に向けた形で進めていきたいなということで考えております。

以上です。

○副議長（鈴木晴子君） ほかに質疑ございませんか。12番 高久時男君。

○12番（高久時男君） では、1点、今回の補正予算書のほうの中には計上されておりません。

7月に行った全員協議会の中で、今の庁舎跡地の歳入に関して、令和7年度に変更というこ
とで、9月の補正で2億円減額させていただくことも予定しておりますという答弁があったので
すけれども、その後、状況は変わったんですか。今回載っていないので。その辺の確認です。

○副議長（鈴木晴子君） 企画部長。

○企画部長（郷右近啓一君） お答えします。

7月の全協の折に、歳入の2億円を減額するというような考えもございましたが、その後、
また説明会等を開いて事を進めていった中で、方向性がまだ明らかになっていないというこ
ろで、町としての方針は定まっているのですが、住民説明がまだ足りないという部分のものが
ありますので、今後その状況に合わせて予算措置をしていきたいというふうに考えております。

○副議長（鈴木晴子君） 12番 高久時男君。

○12番（高久時男君） 3月の当初予算から説明会2回、住民説明会とかいろいろやっているのだけれども、いろいろこう、反対意見なんかもあって大変だとは思っているのだけれども、ただ、あくまでも令和6年度の歳入予算なので、それが6年度に執行できないのであれば、それはね、正当な手続を取るべきだと思います。その辺どうですか。

○副議長（鈴木晴子君） 企画部長。

○企画部長（郷右近啓一君） お答えいたします。

まず、予算の執行につきましては3月までまだ修正が利きますし、繰越しという形もございますので、そちらにつきましては先ほど答弁させていただいたとおり、状況の変化に合わせて対応させていただきたいというふうに考えております。

○副議長（鈴木晴子君） 12番 高久時男君。

○12番（高久時男君） 今繰越しという話が出たのだけれども、あくまでも我々のこの予算というのは単年度主義でやっているのですね。しかも歳入です。これが例えば歳出で道路工事が長くなったとかであれば分かるけれども、歳入の部分で繰越しなんていうのを考えているの。幾らもめていたって、それはやり過ぎだ、幾ら何でも。答弁をお願いします。

○副議長（鈴木晴子君） 企画部長。

○企画部長（郷右近啓一君） お答えいたします。

現在、可能性としてのお話をさせていただいておるわけでございますので、これが決定事項ではないということで御理解をお願いしたいと思います。

○副議長（鈴木晴子君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（鈴木晴子君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（鈴木晴子君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより議案第50号令和6年度利府町一般会計補正予算を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（鈴木晴子君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されまし

た。

日程第9 議案第51号 令和6年度利府町国民健康保険特別会計補正予算

○副議長（鈴木晴子君） 日程第9、議案第51号令和6年度利府町国民健康保険特別会計補正予算を議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（鈴木晴子君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（鈴木晴子君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより議案第51号令和6年度利府町国民健康保険特別会計補正予算を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおりに決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（鈴木晴子君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第52号 令和6年度利府町介護保険特別会計補正予算

○副議長（鈴木晴子君） 日程第10、議案第52号令和6年度利府町介護保険特別会計補正予算を議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（鈴木晴子君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（鈴木晴子君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより議案第52号令和6年度利府町介護保険特別会計補正予算を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（鈴木晴子君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第53号 令和6年度利府町後期高齢者医療特別会計補正予算

○副議長（鈴木晴子君） 日程第11、議案第53号令和6年度利府町後期高齢者医療特別会計補正予算を議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（鈴木晴子君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（鈴木晴子君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより議案第53号令和6年度利府町後期高齢者医療特別会計補正予算を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（鈴木晴子君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第54号 令和6年度利府町町営墓地特別会計補正予算

○副議長（鈴木晴子君） 日程第12、議案第54号令和6年度利府町町営墓地特別会計補正予算を議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（鈴木晴子君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（鈴木晴子君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより議案第54号令和6年度利府町町営墓地特別会計補正予算を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（鈴木晴子君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩といたします。

再開は11時10分といたします。

午前10時55分 休 憩

午前11時10分 再 開

○副議長（鈴木晴子君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第13 議案第55号 財産の取得について

○副議長（鈴木晴子君） 日程第13、議案第55号財産の取得についてを議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（鈴木晴子君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（鈴木晴子君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより議案第55号財産の取得についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（鈴木晴子君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されまし

た。

日程第14 議案第56号 権利の放棄について

○副議長（鈴木晴子君） 日程第14、議案第56号権利の放棄についてを議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。12番 高久時男君。

○12番（高久時男君） 権利の放棄ということで153万4,000円、これの経緯を説明願いたいと思います。2月8日の全協で説明を受けたときは、平成30年から令和4年度、5年分に関しては702万4,000円という金額が過払いがあったということです。ちょっと説明を受けたのは、5年を既に経過してしまったということなのだけれども、2月8日の全協だから、そのときにこの金額がはっきりしていて、なおかつ経過的にね、それをその業者さんのほうに伝えて、それから向こうもタイムラグがあるだろうから、請求するのにね、国に、1か月ぐらい見たとして、大体3月末ぐらいにはある程度結論出ていると思うのよ。それで、3月末段階でも既に5年経過していたものなのかどうか。その辺、日程、時間割をしっかりとやりながら説明願います。

○副議長（鈴木晴子君） 当局、答弁願います。地域福祉課長。

○保健福祉部地域福祉課長（櫻井 渉君） お答え申し上げます。

まず、3月の時点ですけれども、その時点でまだ、その業者名は申し上げられないのですが、あくまで平成30年から令和4年度分なので、その時点では確定しております。それで、今回この経緯に関しましては、議員のほうでおっしゃられたように、あくまで5年間分の税金の分は今回の介護保険の雑入で、先ほど可決いただきました雑入のほうで過払い金分の税金約700万円ほどですね、のほうは歳入で入っております。残りのこちら、平成28年度、平成29年度の2か年分に関しましては、更正の請求ができるのが過去5年分と法律のほうで決まっております、税金のほうで。その分に関しましては、その法人で修正申告しましても、その2か年分まではできないんですね。5年度分までは修正できるので、国から消費税を返していただけると。ただ、2か年分はどうしても修正申告ができませんので不利益、そちらの2か年分まで利府町のほうで求めますと、その法人の安定的な運営に影響を及ぼしますので、国から返してもらえない分までをこちらで請求するのはいかなものかというか、発注者としてはいかならないと。ほかの自治体でも同じなのですけれども、あくまで5年分だけを、国から返してもらえた分だけを請求いただくと。国から返してもらえない2か年分は請求しないと。業者自体も国から返してもらえない分なので、そちらは町としても請求しないということでございます。

以上です。

○副議長（鈴木晴子君） 12番 高久時男君。

○12番（高久時男君） 全協での説明では、平成30年からの金額しか出ていなかったんですよね、要は。今の話だと、その前の28年、29年も含めてやろうとしたのだけれども、説明以外の部分がね、2月8日の、やろうとしたのだけれども、それは5年経過してもう請求できないと、業者さんが、ということだよ。ただ、そもそも最初から28年と29年なんて、5年以上たっているから無理なんじゃないの、そもそも。そもそもが。

それと、もう1点ね、であれば、未払金、我々が未払いしている部分を逆にその平成28年、29年分のもはもうチャラだよ、単純に。そういういうことも考えるでしょう。今は過払いだけれども、逆に未払いの部分もあるわけで、そうすると未払いも28年、29年あるわけでしょう、本来は。でも、それももう既に5年経過しているからチャラということで認識していいかな。

○副議長（鈴木晴子君） 地域福祉課長。

○保健福祉部地域福祉課長（櫻井 渉君） では、再質問にお答えいたします。

議員おっしゃられるとおり、あくまで税金に関しましては5年しか遡れない、それで5年間分の請求しかできないということになりますので、それが仮払いであろうと未払いであろうと、もう修正申告できるのが5年と限られておりますので、それはどちらの場合も同じでございます。なので、今回は仮払いですので、2年間分はどうしても返還というか、放棄するしかないと。全協で30年度までと話をさせていただいたのですけれども、あくまでこの業者とは平成28年度から契約を結んでおりましたので、今回その放棄という形で説明させていただいております。

以上です。

○副議長（鈴木晴子君） よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（鈴木晴子君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（鈴木晴子君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより議案第56号権利の放棄についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（鈴木晴子君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第57号 字の区域を変更することについて

○副議長（鈴木晴子君） 日程第15、議案第57号字の区域を変更することについてを議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。13番 伊藤 司君。

○13番（伊藤 司君） 確認なのですが、神谷沢字金沢が岩切字羽黒前になるということよろしいでしょうか。

○副議長（鈴木晴子君） 財務課長。

○企画部財務課長（石垣伴彦君） お答えします。

議案の3ページ目の図面を御覧ください。仙台市岩切羽黒前利府町神谷沢土地区画整理事業区域明細図を御覧ください。こちらの今回変更該当する部分というのが、ピンク色に着色している部分でございます。こちらにつきましては、令和5年3月定例会のほうで市町境界の変更について提案し御承認いただいた上で、宮城県のほうに申請をして令和6年1月31日に仙台市から利府町の土地ということで、仙台市と利府町で相互に交換をして行政界の変更を行っているところでございます。令和6年1月31日以降は利府町の区域に編入されておりますので、現在は利府町岩切字羽黒前という土地が存在することになります。今回その土地、岩切字羽黒前を神谷沢金沢に修正するための議案を提案しているところでございます。

以上です。

○副議長（鈴木晴子君） 13番 伊藤 司君。

○13番（伊藤 司君） これはもう確定事項なのではないでしょうか。それと、結局は境をきれいにすることだと思っております。それには多分土地の仙台市と交換なり、やったり取ったりするのかなと思っておりますけれども、これは金銭的なやり取りということは絡んでこないのでしょうか。

○副議長（鈴木晴子君） 財務課長。

○企画部財務課長（石垣伴彦君） お答えします。

繰り返しになりますが、こちらの行政界の変更については、もう令和6年1月31日付で総務大臣の告示を受けているところでございます。その際に等積交換をしておりますので、金銭的な部分というものはございません。

あわせて、こちらの今回の変更経緯としましては、区画整理事業の進捗に伴いまして組合のほうから変更申請がございましたので、今回、仙台市につきましても9月定例会のほうに同じ内容の変更議案を提案しておりますので、仙台市と足並みをそろえた形で今回変更手続を行っているものです。

以上です。

○副議長（鈴木晴子君） よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。14番 羽川喜富君。

○14番（羽川喜富君） 今聞いて説明でよく分かったのですが、住宅関係もこれの内容として、この場に重なったりなんかするという形はあるのですか。

○副議長（鈴木晴子君） 財務課長。

○企画部財務課長（石垣伴彦君） 現在、この区域については区画整理区域内になっておりますので、市街化区域ですので農地、雑種地、いろいろな、場合によっては山林ですとか、そういった地目が発生すると思いますが、こちらについては区画整理事業が完了した際には、宅地になってくる部分ですが、区画整理できれいな形で区画割りもすると思いますので、最終的には住宅地にはなるというところではございます。またがったり、そういったところは生じないことになります。

以上です。

○副議長（鈴木晴子君） ほかに質疑ございませんか。9番 浅川紀明君。

○9番（浅川紀明君） 字名を変更するというのは、議案の提案理由説明のときも、これは現状だと都合がよくないというような趣旨のことがあったのですけれども、要は、字羽黒前だと何か仙台市の区域のように勘違いされると。しっかりと利府町の神谷沢ということで字名を変えて、利府町の区画であるということを明確にするという意味があるのでしょうか。

○副議長（鈴木晴子君） 財務課長。

○企画部財務課長（石垣伴彦君） はい、議員おっしゃるとおり、そのとおりでございます。

○副議長（鈴木晴子君） よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（鈴木晴子君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（鈴木晴子君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより議案第57号字の区域を変更することについてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（鈴木晴子君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第58号 人権擁護委員候補者の推薦について

○副議長（鈴木晴子君） 日程第16、議案第58号人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（鈴木晴子君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

先例により討論を省略します。

これより議案第58号人権擁護委員候補者の推薦についてを採決します。

お諮りします。本案に対する意見は適任とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（鈴木晴子君） 異議なしと認めます。したがって、本案に対する意見は適任とすることに決定いたしました。

日程第11 議案第59号 人権擁護委員候補者の推薦について

○副議長（鈴木晴子君） 日程第11、議案第59号人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（鈴木晴子君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

先例により討論を省略します。

これより議案第59号人権擁護委員候補者の推薦についてを採決します。

お諮りします。本案に対する意見は適任とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（鈴木晴子君） 異議なしと認めます。したがって、本案に対する意見は適任とすることに決定いたしました。

日程第18 議案第60号 利府町固定資産評価審査委員会委員の選任について

○副議長（鈴木晴子君） 日程第18、議案第60号利府町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（鈴木晴子君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

先例により討論を省略します。

これより議案第60号利府町固定資産評価審査委員会委員の選任について採決します。

この採決は無記名投票で行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○副議長（鈴木晴子君） ただいまの出席議員は14名です。

立会人を指名します。

会議規則第30条第2項の規定により10番 今野隆之君、11番 小淵洋一郎君を指名します。

投票用紙を配付します。

〔投票用紙配付〕

○副議長（鈴木晴子君） 念のために申し上げます。投票は、会議規則第78条の規定により、選任に同意の方は「賛成」と、不同意の方は「反対」と記載願います。

なお、会議規則第78条の2の規定により、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、否とみなします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（鈴木晴子君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

〔投票箱点検〕

○副議長（鈴木晴子君） 異状なしと認めます。

それでは、ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票願います。

〔事務局長点呼〕

〔各議員投票〕

○副議長（鈴木晴子君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（鈴木晴子君） 投票漏れなしと認めます。

これで投票を終わります。

次に、開票を行います。

10番 今野隆之君、11番 小淵洋一郎君、開票の立会いをお願いします。

〔開票〕

○副議長（鈴木晴子君） 投票の結果を報告します。

投票総数 14票

うち有効投票 14票

無効投票 0票

有効投票のうち

賛成 13票

反対 1票

以上のとおり、賛成が多数でございます。

したがって、議案第60号利府町固定資産評価審査委員会委員の選任については同意することに決定いたしました。

日程第19 議案第61号 教育長の任命について

○副議長（鈴木晴子君） 日程第19、議案第61号教育長の任命についてを議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。3番 須田聡宏君。

○3番（須田聡宏君） 質問させていただきます。今回の人事案件についてなのですが、教育長だけではなく次の案件、教育委員も含めてなのですが、町の教育の将来を左右する重要な案件だと思います。大変恐縮ではあるのですが、教育長及び教育委員の資質のことにに関して、町として最も今回の選択に関して重要としたものは何か、それを学校教育と生涯教育の両面から説明していただきたいと思います。

○副議長（鈴木晴子君） 須田議員、今は教育長の人事でありますので、教育委員に関してはまた別にお問い合わせいたします。教育長の部分でお答えするようにしますので。

当局、答弁願います。町長。

○町長（熊谷 大君） 御質問にお答えいたします。

今回の人事に関しての資質についての御質問でございますが、今回人選するに当たりまして、全協でも御挨拶をさせていただいた際、御説明をさせていただきましたが、現在、宮城県は半導体企業をはじめ、ナノテラスという東北放射光国家プロジェクトの研究機関が設置されるなど、産業界、研究界に大きな地殻変動が起こっているところでございます。そうした地殻変動が起こる中でいかに人物、そして人材を育てていくか、教育をしていくかということを含めて、今回3つの指針で人選を、選定をさせていただきました。

1つは、まずは世代交代ということが1つ、2つ目は、男女共同参画社会の観点から女性活躍ということで、女性の視点を教育にもっともっとより浸透させていきたいということと、そして3つ目が民間活用ということの3つでございます。

これから産業界と教育界、より密接に連携していかなければならないということで、教育のことも重々理解し、さらに産業または技術のこともよくよく理解されている方が必要ではないかということで、今回、田辺晶子氏に白羽の矢を立てました。

田辺氏は、これも全協で御説明させていただきましたが、幼少の頃からお父様、技術者のお父様に技術のイロハのみならず、海外赴任が多い御家庭だったので、海外にも赴任をされて国際交流、その中で国際交流も積極果敢に取り組んでいらっしゃいました。そうした技術または海外の視点、グローバルな視点も持ち合わせているということで、これからの時代に即した子供たちの教育には非常に適していると思っております。

また、技術ということと言くと、大変現在変化の激しい、技術面のみならず変化の激しい世の中でございますので、そうした世の中をより広い観点から民間の視点で捉えてほしいという

ことで、田辺氏のリフノス館長時代の公民館事業、生涯学習の事業がいずれも大盛況に終わっているというのは、議員の皆様も御承知のことだと思います。そうした生涯学習、リカレント教育を十分に認識し、そしてその事業を実施できるというのは、やはり彼女の大きな資質の1つであると考えて、今回の人事案件を提出するものでございます。

以上でございますが、これからのグローバル社会、多文化共生をはじめ様々、宮城県、そして東北地方が変わっていくさなか、まずは本当に私たちも変わらなければいけないし、子供たちの教育環境、そして生涯学習、社会学習のメニューにおいても大人も変わらなければいけない、そうした変わる環境を整備をできる、またはリードしていく資質を持った方であるということ、今回人事案件として、田辺晶子氏の人事案件を提出させていただくに至りました。

以上でございます。

○副議長（鈴木晴子君） 3番須田聡宏君。

○3番（須田聡宏君） まず、世代交代というふうにありました。具体的に世代交代というのはどういうことを意味しているのかということをお聞きしたいのと、それから民間活用ということで、確かに学校現場、学校業界のそのほかのあらゆる観点について見識があるというようなところは非常に大きなメリットなのかもしれませんが、学校現場というのはなかなか難しい課題、たくさんあります。専門的な知識とか経験値をかなり要する分野であると私自身は思うのですが、例えば管理職に対する指導力とか、それからもちろんこれから教員の不足とかも私も非常に懸念しているのですが、人材の確保といった部分についてのそういった能力というのは非常に大事なことと思いますが、それはどのようにお考えでしょうか。

○副議長（鈴木晴子君） 町長。

○町長（熊谷 大君） 再質問ありがとうございます。

まず、世代交代という観点につきましては、現本明先生の年齢も含めてなのでございますが、大体一般的な教育長人事に関しては、それなりの見識を踏まえた方、年齢を重ねた方、または校長先生経験者であるとか、行政のそれなりの経験を踏まえた方ということが、歴代我が町の教育長人事でも取られてきたわけでございます。

今回、田辺晶子氏は48歳、昭和50年生まれの48歳ということで、非常に大胆に世代交代がかなえられる。そして、その世代交代、ただ若いからいいということではなくて、しっかりとした見識を持ち、先ほど海外経験もあり、また御自身で赤十字社にお勤めになられたときも、様々な震災復興をはじめ、ボランティアの事業を立ち上げるといったことも取り組んでおる方でございますので、世代交代ということは、大きく世代を新しくすることも踏まえながら、

同時に新しい時代に即した教育をできる方ではないかという意味合いを込めて、世代交代ということをごここに掲げさせていただきました。

続きまして、第2点目の民間の方ということで教育現場のことが、専門性の高い教育現場のことが大丈夫かということでございますが、稚拙ながら、僭越ながら私も教育現場に籍を置いていたことがございます。教育の世界のイロハマまでは分からないかもしれませんが、大体の流れということは把握していると思っております。そういった意味で、町は1つの学校でございますので、教育長のみで教育をするということではございません。様々な執行部から、または町長部局から、または町役場全体で支えるサポート体制というのを整えております。

須田先生御案内のとおり、今、宮城県の副知事は利府町出身の方でございます。先日も副知事にお会いをいたしましていろいろ相談をさせていただいておりますし、また知事にも、私、松下政経塾の後輩でございますので、お会いしていろいろ相談をさせていただいて、そうしたことはしっかりとバックアップを町側もさせていただきますので、ぜひ県のほうも大変これは大胆な人事なのでよろしく御指導いただければということも、フルサポートをお願いしておるところでございます。なので、教育現場ということも、専門性の高いということも重々理解しておりますが、それをサポートする体制というのはしっかりと整えているということでございます。

○副議長（鈴木晴子君） 3番須田聡宏君。

○3番（須田聡宏君） 最後になりますが、教育の体制というのはその名のとおり、育てていく、そういう環境だと思います。経験がないというところをどのようにサポートしていくかというのはそれはもちろんのことではあるのですが、利府町の教育の体制というのは非常に盤石といたしますか、私自身、非常にすばらしい体制を整えているというふうに思いますが、その体制で今、新しい教育長を誕生させた場合に、それを支えていくちゃんと体力があると、そういったことを認識しての御推薦ということで捉えてよろしいのでしょうか。

○副議長（鈴木晴子君） 町長。

○町長（熊谷 大君） 須田先生御指摘のとおりでございます。今、本明先生はしっかりと2市3町の教育長の皆さんの会議の体制等々、しっかりと形づくってくださったものがございます。そうした枠組みを、スキームをしっかりと踏襲させていただいて、お力を発揮していただけるものと期待しております。

以上です。

○副議長（鈴木晴子君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（鈴木晴子君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

先例により討論を省略します。

これより議案第61号教育長の任命についてを採決します。

この採決は無記名投票で行います。

ただいまの出席議員は14名です。

立会人を指名します。

会議規則第30条第2項の規定により12番 高久時男君、13番 伊藤 司君を指名します。

投票用紙を配付します。

〔投票用紙配付〕

○副議長（鈴木晴子君） 念のために申し上げます。投票は、会議規則第78条の規定により、選任に同意の方は「賛成」と、不同意の方は「反対」と記載願います。

なお、会議規則第78条の2の規定により、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、否とみなします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（鈴木晴子君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

〔投票箱点検〕

○副議長（鈴木晴子君） 異状なしと認めます。

それでは、ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票願います。

〔事務局長点呼〕

〔各議員投票〕

○副議長（鈴木晴子君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（鈴木晴子君） 投票漏れなしと認めます。

これで投票を終わります。

次に、開票を行います。

12番 高久時男君、13番 伊藤 司君、開票の立会いを願います。

〔開票〕

○副議長（鈴木晴子君） 投票の結果を報告します。

投票総数 14票

うち有効投票 14票

無効投票 0票

有効投票のうち

賛成 4票

反対 10票

以上のとおり、反対が多数です。

したがって、議案第61号教育長の任命については同意しないことに決定いたしました。

日程第20 議案第62号 利府町教育委員会委員の任命について

○副議長（鈴木晴子君） 日程第20、議案第62号利府町教育委員会委員の任命についてを議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。3番 須田聡宏君。

○3番（須田聡宏君） では、お願いします。教育委員の資質についてどのようにお考えでいらっしゃいますか。それから、教育委員の構成について、例えば教育委員全体の多様性、どのような観点を重視して選ばれているかをお伺いします。

○副議長（鈴木晴子君） 当局、答弁願います。教育総務課長。

○教育部教育総務課長（小野寺厚人君） お答えいたします。

教育委員の件についてでございますけれども、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づきまして、こちらの中で人格が高潔で教育学術及び文化に関し識見を有する者のうちから、地方公共団体の長が議会の同意を得て任命することとされているというふうに認識しております。

以上でございます。

○副議長（鈴木晴子君） よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（鈴木晴子君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

先例により討論を省略します。

これより議案第62号利府町教育委員会委員の任命についてを採決します。

この採決は無記名投票で行います。

ただいまの出席議員は14名です。

立会人を指名します。

会議規則第30条第2項の規定により14番 羽川喜富君、15番 永野 渉君を指名します。

投票用紙を配付します。

〔投票用紙配付〕

○副議長（鈴木晴子君） 念のため申し上げます。投票は、会議規則第78条の規定により、選任に同意の方は「賛成」と、不同意の方は「反対」と記載願います。

なお、会議規則第78条の2の規定により、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、否とみなします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（鈴木晴子君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

〔投票箱点検〕

○副議長（鈴木晴子君） 異状なしと認めます。

それでは、ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票願います。

〔事務局長点呼〕

〔各議員投票〕

○副議長（鈴木晴子君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（鈴木晴子君） 投票漏れなしと認めます。

これで投票を終わります。

次に、開票を行います。

14番 羽川喜富君、15番 永野 渉君、開票の立会いをお願いします。

〔開票〕

○副議長（鈴木晴子君） 投票の結果を報告します。

投票総数 14票

うち有効投票 14票

無効投票 0票

有効投票のうち

賛成 14票

反対 0票

以上のとおり、賛成が多数です。

したがって、議案第62号利府町教育委員会委員の任命については同意することに決定いたしました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○副議長（鈴木晴子君） ここで昼食のため休憩いたします。

再開は13時10分といたします。

午後0時05分 休憩

午後1時10分 再開

○副議長（鈴木晴子君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

-
- | | | |
|-------|-------|----------------------------------|
| 日程第21 | 認定第1号 | 令和5年度利府町一般会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第22 | 認定第2号 | 令和5年度利府町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第23 | 認定第3号 | 令和5年度利府町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第24 | 認定第4号 | 令和5年度利府町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第25 | 認定第5号 | 令和5年度利府町町営墓地特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第26 | 認定第6号 | 令和5年度利府町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について |
| 日程第27 | 認定第7号 | 令和5年度利府町下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について |

定について

○副議長（鈴木晴子君） 日程第21、認定第1号令和5年度利府町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第27、認定第7号令和5年度利府町下水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてまでは、議事の関係上、一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。町長。

○町長（熊谷 大君） それでは、本定例会に提案しております認定第1号から認定第7号までの令和5年度各種会計決算の認定について、順次御説明申し上げます。

歳入歳出決算書の1ページ、2ページをお開き願います。

初めに、認定第1号令和5年度利府町一般会計歳入歳出決算でございますが、歳入総額が155億1,100万3,300円、歳出総額は148億5,156万2,650円となり、歳入歳出差引き残額は6億5,944万650円であります。

このうち翌年度へ繰り越すべき財源を除いた実質収支額は6億3,119万7,163円となっており、3億3,000万円を財政調整基金に積み立て、残りの3億119万7,163円を令和6年度へ繰り越しております。

次に、認定第2号令和5年度利府町国民健康保険特別会計歳入歳出決算でございますが、歳入総額が32億8,294万3,615円、歳出総額は32億5,433万6,674円となり、歳入歳出差引き残額は2,860万6,941円であります。

このうち2,000万円を国民健康保険事業財政調整基金に積み立て、残りの860万6,941円を令和6年度へ繰り越しております。

次に、認定第3号令和5年度利府町介護保険特別会計歳入歳出決算でございますが、歳入総額が24億4,016万4,725円、歳出総額は24億12万1,290円となり、歳入歳出差引き残額は4,004万3,435円であります。

このうち2,100万円を介護保険事業財政調整基金に積み立て、残りの1,904万3,435円を令和6年度へ繰り越しております。

次に、認定第4号令和5年度利府町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算でございますが、歳入総額が3億9,247万2,735円、歳出総額は3億8,474万4,706円となり、歳入歳出差引き残額は772万8,029円で、その全額を令和6年度へ繰り越しております。

次に、認定第5号令和5年度利府町町営墓地特別会計歳入歳出決算でございますが、歳入総額が1,401万2,888円、歳出総額は1,295万7,886円となり、歳入歳出差引き残額は105万5,002円あります。

このうち55万円を町営霊園等管理運営基金に積み立て、残りの50万5,002円を令和6年度へ繰り越しております。

204ページ、205ページをお開き願います。

認定第6号令和5年度利府町水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてでございます。（1）収益的収入及び支出でございますが、収益的収入の決算額は11億490万7,452円であり、収益的支出の決算額は9億6,244万7,666円あります。

206ページ、207ページをお開き願います。

（2）資本的収入及び支出でございますが、資本的収入の決算額は4億5,333万589円であり、資本的支出の決算額は8億445万6,219円あります。

なお、資本的収入額が資本的支出額に不足する額3億5,112万5,630円につきましては、消費税及び地方消費税資本的収支調整額、当年度分損益勘定留保資金及び過年度分損益勘定留保資金で補填しております。

209ページ、210ページをお開き願います。

令和5年度利府町水道事業会計利益の処分につきましては、地方公営企業法第32条第2項の規定により、令和5年度に生じた未処分利益剰余金3億6,219万8,033円のうち、9,740万円を建設改良積立金に積み立てるものであります。

237ページ、238ページをお開き願います。

認定第7号令和5年度利府町下水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてでございます。（1）の収益的収入及び支出でございますが、収益的収入の決算額は13億332万2,413円であり、収益的支出の決算額は12億2,787万3,853円あります。

239ページ、240ページをお開き願います。

（2）資本的収入及び支出でございますが、資本的収入の決算額は3億4,379万4,000円であり、資本的支出の決算額は5億6,734万8,758円あります。

なお、資本的収入額が資本的支出額に不足する額2億2,355万4,758円につきましては、消費税

及び地方消費税資本的収支調整額、当年度分勘定留保資金、過年度分損益勘定留保資金及び当年度利益剰余金処分額で補填しております。

242ページ、243ページをお開き願います。

令和5年度利府町下水道事業会計利益の処分につきましては、地方公営企業法第32条第2項の規定により、令和5年度に生じた未処分利益剰余金2億3,987万2,033円のうち、1億817万9,932円を減債積立金に積み立てるものであります。

以上が認定7件でございます。

なお、会計管理者から概要を説明させますので、よろしく願いいたします。また、詳細につきましては、決算書の事項別明細書及び主要な施策の成果に関する説明書を御覧いただくとともに、決算審査特別委員会において各担当から御説明申し上げますので、慎重審議の上、認定いただきますようお願い申し上げます。提案理由の説明を終わります。

○副議長（鈴木晴子君） 次に、会計管理者より内容の説明を求めます。会計管理者。

○会計管理者（福島 俊君） それでは、認定第1号から認定第5号までの令和5年度利府町一般会計及び特別会計の決算の概要と財産に関する調書について御説明いたします。

歳入歳出決算書の3ページをお開き願います。

初めに、一般会計の款別決算額でございます。

歳入につきまして、ページ下の歳入合計を御覧ください。

予算現額160億3,021万5,000円に対して調定額156億5,254万2,968円、収入済額は155億1,100万3,300円で、前年度と比較して17億5,669万1,271円の増となっております。また、不納欠損額は595万4,924円、収入未済額は1億3,558万4,744円で、収入率は予算現額に対して96.8%、調定額に対して99.1%となっております。

4ページを御覧ください。

一般会計の歳出でございますが、ページ下の歳出合計を御覧ください。

予算現額160億3,021万5,000円に対して支出済額148億5,156万2,650円で、前年度と比較して17億1,830万2,392円、13.1%の増となっております。また、翌年度繰越額6億8,233万8,000円につきましては、新中堀新川崎線及び館太子堂線道路整備事業など16件の事業を令和6年度へ繰り越したものでございます。

なお、歳入歳出の主な増額の理由でございますが、歳入では、就学前教育・保育施設整備交付金やふるさと応援寄附基金が増額になったことによるものです。また、歳出では、中央児童センター整備や認定こども園整備、前出の道路整備などの大型事業によるものでございます。

次に、5ページをお開き願います。

国民健康保険特別会計の款別決算額でございます。

歳入でございますが、ページ下の歳入合計を御覧ください。

予算現額33億2,396万3,000円に対して調定額33億8,750万4,964円、収入済額は32億8,294万3,615円で、前年度と比較して6,893万8,485円、2.1%の増となっております。不納欠損額は509万8,327円、収入未済額は9,946万3,022円となり、収入率は予算現額に対して98.8%、調定額に対して96.9%となっております。

6ページを御覧ください。

歳出でございますが、歳出合計を御覧ください。

予算現額33億2,396万3,000円に対して、支出済額は32億5,433万6,674円で、前年度と比較して7,630万787円、2.4%の増となっております。予算現額に対する支出率は97.9%であります。

次に、7ページをお開き願います。

介護保険特別会計の款別決算額でございます。

歳入でございますが、上の表の歳入合計を御覧ください。

予算現額24億9,512万6,000円に対して調定額24億4,593万8,340円、収入済額は24億4,016万4,725円で、前年度と比較して1,201万8,281円、0.5%の減となっております。不納欠損額は26万2,750円、収入未済額は551万856円、収入率は予算現額に対して97.8%、調定額に対して99.8%となっております。

歳出でございますが、下の表の歳出合計を御覧ください。

予算現額24億9,512万6,000円に対して支出済額24億12万1,290円で、前年度と比較して5,328万4,285円、2.3%の増となっております。予算現額に対する支出率は96.2%であります。

次に、8ページを御覧ください。

後期高齢者医療特別会計の款別決算額でございます。

歳入でございますが、上の表の歳入合計を御覧ください。

予算現額3億8,874万8,000円に対して調定額3億9,703万8,675円、収入済額は3億9,247万2,735円で、前年度と比較して3,367万6,148円、9.4%の増となっております。不納欠損額は9万1,100円、収入未済額は447万4,840円、収入率は予算現額に対して101%、調定額に対して98.9%となっております。

歳出でございますが、下の表の歳出合計を御覧ください。

予算現額3億8,874万8,000円に対して支出済額は3億8,474万4,706円で、前年度と比較して

3,358万606円、9.6%の増となっております。予算現額に対する支出率は99%であります。

9ページをお開き願います。

町営墓地特別会計の款別決算額でございます。

歳入でございますが、上の表の歳入合計を御覧ください。

予算現額1,399万9,000円に対して調定額1,401万2,888円、収入済額1,401万2,888円で、前年度と比較して410万5,465円、41.4%の増となっております。不納欠損額及び収入未済額はございません。収入率は予算現額に対して100.1%、調定額に対して100%となっております。

歳出でございますが、下の表の歳出合計を御覧ください。

予算現額1,399万9,000円に対して支出済額は1,295万7,886円で、前年度と比較して404万5,643円、45.4%の増となっております。歳入歳出ともに集合墓地50基を追加整備したことによるものでございます。

次に、192ページをお開き願います。

財産に関する調書について御説明いたします。

最初に、公有財産の土地及び建物の総括でございます。一番下の合計を御覧ください。

土地の決算年度末の地籍についてでございますが、公園の所管替えやため池の払下げに伴い、1,715.36平方メートル減の301万961.41平方メートルとなっております。

193ページを御覧ください。

建物木造の決算年度末の延べ面積につきましては、増減なしの9,581.37平方メートルであり、同じく非木造の延べ面積につきましては、209.85平方メートル減の9万7,230.47平方メートルとなっております。

次に、194ページをお開き願います。

中頃、（3）の有価証券の決算年度末現在高につきましては、国債証券の増額と新たに地方債証券4,965万8,000円を加え、前年度末から1億4,857万6,000円を増額した4億6,921万9,000円となっております。

次に、199ページをお開き願います。

199ページから202ページまで、各基金の増減状況を記載しております。これら基金の決算年度末現在高の総額は36億1,969万2,401円で、前年度より1億5,993万6,900円の減となっております。

以上が、令和5年度一般会計及び特別会計の決算と財産に関する調書の概要でございます。御審議のほどよろしくお願いたします。

○副議長（鈴木晴子君） 以上で提案理由及び概要の説明を終わります。

続いて、代表監査委員より決算審査意見の説明を求めます。代表監査委員。代表監査委員。

○代表監査委員（宮城正義君） それでは、令和5年度利府町各種会計歳入歳出決算等の審査結果につきまして概要を御説明申し上げます。

データで配付されております令和5年度利府町各種会計歳入歳出決算等審査意見書の1ページを御覧ください。

1の審査の対象でございますが、地方自治法第233条第2項の規定に基づき、審査に付された一般会計及び4つの特別会計の令和5年度の歳入歳出決算が対象でございます。

2の審査の対象でございますが、（1）から（4）の観点から、7月10日から8月5日まで10日間にわたり職員から説明を求め、審査を実施いたしました。その結果につきましては、8月30日に令和5年度利府町各種会計歳入歳出決算等審査意見書として町長に提出をしております。

3の決算の概要でございますが、令和5年度の一般会計及び特別会計の歳入決算総額は216億4,059万7,263円で、前年度に比べ18億5,139万3,088円の増加となりました。また、歳出決算総額は209億372万3,206円で、前年度に比べ18億8,551万3,713円の増加になりました。

詳細につきましては会計管理者から説明がありましたので、省略させていただきます。

続きまして、2ページでございます。

4の審査の結果及び意見でございます。令和5年度利府町各種会計歳入歳出決算を審査した結果、一般会計及び各特別会計の歳入歳出の決算における計数は正確であると認められました。

なお、収入支出事務関係における意見でございます。

まず、収入関係でございますが、アの町税関係につきましては、前年度と比べまして6,954万2,799円増加しております。これは主に大規模な物流倉庫の建設や大型商業施設の開業等による固定資産税の増加によるものです。また、収納対策といたしましては、夜間相談窓口や毎月第2日曜日の休日窓口の開設や財産の差押えなどをして滞納整理に努力していることが認められました。さらに、令和2年度からスマートフォン等でのアプリ収納による納付が開始されたことも収納額が増えている1つの要因となっていると考えられます。引き続き、町民の納税意識の高揚を図り、税の公平性の観点から、法的手段を含めた適切な収納対策を講じていくことを期待するものです。

次に、3ページ、イの税外収入及び収入未済状況は、総額で前年度より288万7,420円増加しております。内容につきましては記載されておるとおりでございますが、特に学校給食費にお

いては口座振替等の徹底を図り、受益者負担の公平公正の観点から、収納未済額の解消に向けた努力を望むものです。

ウの寄附金関係でございますが、ポータルサイトの追加等により寄附金の増額に取り組んでおり、企業版ふるさと納税を含め、総額で7億7,760万9,874円となり、前年度よりも2万6,306件、3億6,594万9,208円増加いたしました。寄附金は寄附者の意向に沿って様々な事業に活用されておりますが、今後も適切な管理と運用に努めるよう望みます。

エの特別会計における収入未済状況であります。特別会計全体で前年度に比べ74万254円増加しております。今後も特別会計の健全な運営のために収入未済額縮減の取組に努めるよう望みます。収入未済額の状況は記載のとおりでございます。

次に、4ページの支出関係でございます。

アについてでございますが、使用目的が明確に定めておらず、実績報告も必要としない助成金の交付がありました。補助金や助成金を交付する場合には、目的に沿った使用実績の報告が必要であります。今後は、助成金・補助金交付の要綱に目的や支給要件を定め実績報告等が必要でありますので、改善を望みます。

イでございますが、各種事業の中で、効果や実績において明確さに欠けると感じられる事例が見受けられました。目標や目的に対し進捗状況や効果などを把握し、効果の検証をすることを望みます。

まとめといたしまして、令和5年度の決算は町税が先ほど申し上げましたように、大型物流倉庫の建設や大型商業施設の開業等により6,954万5,799円増加しております。また、収入未済額は前年度に比べ346万7,848円増加しております。これは物価高騰による社会情勢が影響しているものと思われ。これらについては、引き続き財産調査を強化し、預金と債権の差押えの執行等により収納の推進を図るなど、より一層の徴収強化を望みます。

また、税外収入は児童福祉補助金やふるさと応援寄附金によって大幅な増加となっております。収入未済額は、住宅使用料、災害援護資金貸付金、学校給食費などで増加しており、これは税同様に、物価高騰等による社会情勢によるものと推測されますが、今後も受益者負担の公平公正の観点から、収入未済額の解消に努めた取組に期待するものです。

なお、5ページから18ページまでに参考資料を添付しておりますので、後ほど御覧いただきたいと思っております。

次に、19ページの利府町土地開発基金運用状況の審査意見書でございます。

これは、地方自治法第241条第5項の規定に基づき審査に付されたものです。

1の審査の方法でございますが、設置の目的に従い適正に管理・運用がなされているか、計数は正確であるかなどに主眼を置き、審査を実施いたしました。

3の審査の結果及び意見でございます。基金の審査の結果、計数は正確であると認められました。しかし、土地開発基金は公共用地の円滑な取得を目的に創設された基金であり、土地の取得後は遅滞なく一般会計で再取得し、公有財産として管理するものであります。今後の基金活用のためにも事業計画の見直し等を検討し、基金設置の趣旨に沿うよう措置されることを望みます。

20ページをお願いします。

利府町水道事業会計決算審査意見書であります。

1の審査方法につきましては、審査に付されました決算について、地方公営企業法第30条第2項の規定に基づき審査をしております。審査に当たっては、（１）、（２）の観点から職員に説明を求め、審査を実施いたしました。

2の決算の概要でございますが、20ページから27ページまでにつきましては、記載されておりますとおりでございますので、後ほど御覧いただきたいと思っております。

28ページをお願いします。

3の審査の結果及び意見でございます。令和5年度の利府町水道事業会計決算を審査した結果、決算報告書及び財務諸表は地方公営企業法に準拠して作成され、計数は正確であり、かつ事業の経営成績及び財務状況を適正に表しているものと認められました。また、収益的収支、資本的収支の内容については、記載されているとおりでございます。

意見といたしましては、令和5年度の水道事業は、核家族世帯等の増加により給水戸数は増加しているものの、給水人口は減少しております。そのため、給水量も減少傾向にあります。また、給水収益については、水道料金の減免実施期間の差異によりまして、前年度と比較すると増となっております。近年の社会情勢による物価上昇の影響により節水意識が高まっているため、今後、大幅な増加は見込めないと考えられます。さらに、施設等では耐用年数を迎える公共施設の更新や近年多発する自然災害への対応など、様々な問題を抱えております。これらに対応するため平成30年度に策定した利府町水道事業アセットマネジメントや利府町水道事業ビジョンに基づき、計画的・効率的に事業を推進し、健全な維持管理に取り組めるよう望みます。また、過年度分の水道料金の未済額は微減しており、徴収強化や適切な債権管理の努力が認められました。今後も安定した水の供給と計画的な水道事業経営に努められることを望みます。

なお、29ページから31ページに参考資料を添付しておりますので、後ほど御覧いただきたいと思ひます。

次に、32ページをお願いします。

利府町下水道事業会計決算審査になります。

1の審査の方法でございますが、審査に付された決算について、地方公営企業法第30条第2項の規定に基づき審査しております。審査に当たっては、（1）、（2）の観点から職員に説明を求め、審査を実施いたしました。

2の決算の概要でございますが、32ページから38ページまでにつきましては、記載されているとおりでございますので、後ほど御覧いただきたいと思ひます。

39ページをお願いします。

3の審査の結果及び意見でございます。令和5年度の利府町下水道事業会計決算を審査した結果、決算報告及び財務諸表は公営企業法に準拠して作成され、計数は正確であり、かつ事業の経営成績及び財務状況を正確に表しているものと認められました。また、収益的収支、資本的収支の内容につきましては、記載されておるとおりでございます。

意見といたしましては、令和5年度の下水道事業は、節水意識の高まり等により水の需要が減少傾向にあるため、下水道料金は減となっております。排水量としては、雨水等の不明水の影響等により増加をしております。

下水道の普及及び維持管理は計画的に進んでいるものと思われます。しかしながら、下水道施設は施設の老朽化が進んでいるため、令和5年度に策定した利府町下水道アセットマネジメントに基づき、計画的かつ効率的な事業の推進を望みます。また、過年度分下水道使用料の徴収率が伸びております。これは水道料金との連携を図り、収納関係業務を民間に委託したことにより、収納未済額の減少につながっているものと思われます。今後も下水道施設の整備・普及に努め、下水道事業の経営の健全化、適切な維持管理に努められるよう望みます。

なお、40ページから42ページに参考資料を添付しておりますので、後ほど御覧いただきたいと思ひます。

次に、43ページの令和5年度財政健全化審査意見書、及び44ページの令和5年度利府町下水道事業会計及び下水道会計の経営健全化の審査の意見につきましては報告第7号で報告がありましたとおりでございますので、省略させていただきます。

以上で令和5年度利府町各種会計歳入歳出決算等の審査意見書の概要説明を終わります。

○副議長（鈴木晴子君） 以上で決算審査意見の説明を終わります。

令和6年 9月定例会会議録（ 9月6日 金曜日分）

お諮りします。ただいま議題になっております認定第1号から認定第7号までの令和5年度利府町各種会計歳入歳出決算につきましては、議長を除く全議員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（鈴木晴子君） 異議なしと認めます。したがって、認定第1号から認定第7号までの令和5年度利府町各種会計歳入歳出決算につきましては、議長を除く全議員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。

お諮りします。決算審査特別委員会のため、明日9月7日から9月11日までの5日間を休会としたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（鈴木晴子君） 異議なしと認めます。したがって、9月7日から9月11日までの5日間を休会とすることに決定いたしました。なお、再開は9月12日です。決算審査特別委員会終了後に会議を開きます。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会します。御苦労さまでした。

午後1時46分 閉 会

上記会議の経過は、事務局長川口 優が記載したものであるが、その内容に相違がないことを証するためここに署名する。

令和6年9月6日

副議長

署名議員

署名議員